

社会福祉法人君津市社会福祉協議会感染対策に関する指針

(令和8年4月1日一部改正)

社会福祉法人君津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、介護サービス事業者として感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者及び職員の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1 基本的な考え方

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全な福祉サービスの提供を図ることができるよう、社会的規範を遵守するとともに、感染症予防ブック（千葉県ホームヘルパー協議会作成）や業務継続計画（BCP）などのマニュアル（以下「マニュアル」という。）を活用し本会における適正な感染対策の取組みを行う。

2 感染対策委員会その他の組織に関する事項

本会は、感染症の発生や感染拡大を防止することを目的として「感染対策委員会」を設置する。

なお、必要に応じて医療機関の医師等、専門的知見を有する第三者の助言を得るものとする。

(1) 感染対策委員会の構成委員

- ア 事務局長（委員長）
- イ 介護保険事業担当係長（副委員長）
- ウ イ以外の係長
- エ 介護保険事業所の管理者
- オ その他、事務局長が必要と認める者

(2) 感染対策委員会の役割

- ア 感染防止に関する基本的な方針や計画の整備に関すること
- イ 感染予防に関する具体的対策を職員への周知に関すること
- ウ 感染症が発生した場合の対応に関すること
- エ 感染症発生の原因分析と再発防止策に関すること

(3) 感染対策委員会の開催

委員会は、おおむね6か月に1回開催するほか、感染事案発生時等、必要に応じて開催する。

3 感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

ア 感染対策委員会は、適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組

む。

イ 職員が感染源となることを予防し、職員及び利用者を感染の危険から守ることを目的に日常支援にかかる感染管理として、以下の項目を定める。

- (ア) 職員の健康管理
- (イ) 利用者の健康管理
- (ウ) 標準的な感染予防策
- (エ) 衛生管理

ウ 職員教育を組織的に浸透させていくため、職員を対象に年1回以上の研修（含む入職時）を実施する。

エ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、利用者に直接関わる職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的実施する。

オ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針の見直しを行なう。

(2) 発生時の対応

ア 日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、マニュアルに従い、直ちに発生状況の把握に努める。

イ 感染事例等が発生後は、以下の感染拡大の防止策を実施する。

- (ア) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
- (イ) 消毒
- (ウ) ケアの実施内容・実施方法の確認
- (エ) その他感染拡大の防止に必要な対応

ウ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者などと協議の上、マニュアルに則り対応し、必要に応じて以下の関係者への連絡をすみやかに行う。

- (ア) 保健所：君津保健所疾病対策課（TEL0438-22-3745）
- (イ) 行政担当課：君津市福祉部介護保険課（TEL0439-56-1610）
- (ウ) 利用者及びその家族

附 則

- 1 この指針は、令和6年11月8日から施行する。
- 2 この指針は、令和7年10月10日から施行する。
- 3 この指針は、令和8年4月1日から施行する。